一般競争入札の実施について

下記により、精華町契約規則第３条の２の規定に基づき、公告する。

令和８年１１月２７日

精華町長　杉浦　正省

記

１．概要

（１）業 務 名　　令和８年度精華町防災訓練用物品調達事業
（２）納入場所　　精華町指定場所
（３）事業概要　　防災訓練用物品の調達
（４）仕 様 等　　別紙仕様書のとおり
（５）納　　期　　令和９年３月３１日（水）まで

２．入札参加資格要件等

ア．地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。
イ．精華町物品入札参加資格審査申請が提出され、受理されていること。
ウ．本一般競争入札参加申請書(以下「入札参加申請書」という。)等の提出期限日から入札執行の日までの期間に、精華町又は京都府の指名停止措置を受けていないこと。
エ．会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては、更生計画の認可がなされていない者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
オ．私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
カ．本公告に示した調達物品の仕様等を満たす物品を納入できることが認められる者であること。

３．本契約締結の要件

落札者が入札執行日から契約締結日までの期間において、精華町又は京都府の指名停止措置を受けた場合、又は落札者の不正行為等が発覚した場合については、本落札決定を取り消すものとする。

４．入札参加申請書等の作成及び提出等

（１）入札参加申請書等の入手方法

ア．交付期間　令和８年１１月２７日(金)から令和８年１２月９日(水)まで
（午前９時から午後５時。ただし、正午から午後１時は除く。また、最終日は午前９時から午後４時まで。）

イ．交付場所　精華町役場　総務部　危機管理室

ウ．入手費用　無料

（２）入札参加申請書等の作成

作成説明会は実施しない。

（３）入札参加申請書等の受付

ア．受 付 日　令和８年１２月７日（月）から令和８年１２月９日（水）まで
（午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までは除く。また、最終日は午前９時から午後４時まで。）

イ．受付場所　精華町役場　総務部　危機管理室

ウ．提出書類　一般競争入札参加申請書、入札参加申請書受付票、入札参加資格審査申請受付書

エ．提出部数　１部

オ．そ の 他　入札参加申請書等は持参または郵送（一般書留または簡易書留により期間内必着）とし、ＦＡＸによるものは受け付けない。

５．入札の方法及び入札を執行する場所、日時等

（１）入札方法

本物品の入札参加者出席のもとで、入札書の提出により執行する。

（２）入札日時予定

令和８年１２月１７日（木）　午前１１時００分開始

（３）入札場所

精華町役場　３階　入札室

（４）入札条件

ア．入札保証金　　免除

イ．契約保証金　　免除

ウ．最低制限価格　　無

エ．入札及び契約等の事務取扱については、本町契約規則及び法令その他定めるところにより行う。

オ．入札の辞退　　入札を辞退する場合は、入札開始時刻までに書面により危機管理室へ届けること。

カ．入札会への参加　　代理人による入札は、委任状を提出すること。
入札会への入場は１業者１名とする。

キ．内訳書の提出　　入札金額の積算根拠を明確にするため、落札者については、後日内訳書の提出を求める。

ク．関係法令等の遵守　本契約の履行に際し関係法令及び契約書を遵守すること。状

況により調査表の提出を求めることがある。

ケ．入札書の形式は、国土交通省や京都府の様式など任意の様式で構わない。

コ．調達内容の質疑については、別紙の質問書により期限内に提出すること。

（５）入札の無効及び失格に関する事項

ア．入札に参加する資格のない者。

イ．同一にして、同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む）をした者。

ウ．入札に関し、連合等の不正行為をなした者。

エ．金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱もしくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者。

オ．入札関係職員の指示に従わない者等、入札場の秩序を乱した者。

カ．その他、入札条件に違反した者。

キ．最低制限価格の設定がある場合は、最低制限価格未満の価格で入札した者。

ク．入札参加者が精華町暴力団排除条例（平成２３年条例第３０号）第２条第４号に掲げる暴力団員等であると判明したとき。

６．その他

（１）仕様書については、公告の日から精華町役場総務部危機管理室にて閲覧できる。

（２）入札参加申請書等の提出は、直ちに入札参加資格を有することにつながるものではない。

（３）入札参加申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

（４）提出された資料は、返却しない。

（５）入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該の入札参加資格業者としないとともに、精華町の指名停止措置を行うことがある。

（６）入札参加資格の適否を確認し、入札参加資格を満たさない業者への通知は、書面にて非適合通知を送付する。

（７）入札参加者が一社のみの場合は入札を取り止める。

【問い合わせ先】

精華町役場　総務部　危機管理室　ＴＥＬ：０７７４－９５－１９２８

メール：kiki@town.seika.lg.jp